

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定に基づき、次のとおり監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を公表する。

平成二十二年十一月十五日

広島県監査委員

富永

健

三

同

川上

征

矢

同

高橋

義

則

同

加賀美

和

正

## 監査の結果（平成22年10月29日決定分）

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

#### 2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成21年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施しました。

#### 3 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項及び長期未納があるものを「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

#### 4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が26機関です。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	会計管理部	平成22年7月28日	平成22年7月20日	実地監査
2	危機管理監	平成22年8月3日	平成22年7月13日	
3	総務局	平成22年8月5日	平成22年7月28日	
4	文書館	平成22年8月5日	平成22年7月28日	
5	企画振興局	平成22年8月3日	平成22年7月20日	
6	総合技術研究所	平成22年8月3日	平成22年7月20日	
7	選挙管理委員会事務局	平成22年8月3日	平成22年7月20日	
8	環境県民局	平成22年7月22日	平成22年7月13日	
9	健康福祉局	平成22年7月23日	平成22年7月15日	
10	商工労働局	平成22年7月14日	平成22年7月6日	
11	農林水産局	平成22年7月26日	平成22年7月14日	
12	広島海区漁業調整委員会事務局	平成22年7月26日	平成22年7月14日	

13	内水面漁場管理委員会事務局	平成 22 年 7 月 26 日	平成 22 年 7 月 14 日	実地監査	
14	土木局	平成 22 年 8 月 25 日	平成 22 年 8 月 11 日		
15	都市局	平成 22 年 8 月 25 日	平成 22 年 8 月 11 日		
16	収用委員会	平成 22 年 8 月 25 日	平成 22 年 8 月 11 日		
17	企業局	平成 22 年 7 月 12 日	平成 22 年 7 月 2 日		
18	病院事業局	平成 22 年 7 月 23 日	平成 22 年 7 月 15 日		
19	議会事務局	平成 22 年 8 月 4 日	平成 22 年 7 月 26 日		
20	教育委員会事務局	平成 22 年 8 月 2 日	平成 22 年 7 月 23 日		
21	埋蔵文化財センター	平成 22 年 8 月 2 日	平成 22 年 7 月 23 日		
22	警察本部	平成 22 年 7 月 20 日	平成 22 年 7 月 7 日 平成 22 年 8 月 24 日		
23	警察学校	平成 22 年 7 月 20 日	平成 22 年 7 月 7 日 平成 22 年 8 月 24 日		
24	監査委員事務局	平成 22 年 8 月 4 日	平成 22 年 7 月 29 日		
25	人事委員会事務局	平成 22 年 10 月 29 日	平成 22 年 7 月 29 日		書面監査
26	労働委員会事務局	平成 22 年 10 月 29 日	平成 22 年 7 月 29 日		

## 5 委員の除斥

議会事務局の監査については、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、議員から選出された冨永委員、川上委員を監査執行に当たり除斥しました。

## 第 2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

### 1 会計管理部

#### (1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 会計事務及び総務事務の集中処理に関すること

イ 組織体制 3 課 67 人

(平成 22 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員、任期付職員の計)

課名：会計総務課、審査指導課、総務事務課

ウ 主な施策（平成 21 年度）

会計事務・物品調達事務における適正化・効率化の推進

公金の納付機会の拡大及び手数料等納付の見直し

#### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

### (3) 付 記

#### ア 手数料等納付方法の見直しについて

証紙制度の廃止を前提とした手数料等納付方法の見直しを行っているところであるが、費用対効果について配慮しつつ、県民の利便性の向上等が図られるよう、更なる納付方法の見直しに努めていただきたい。(会計総務課)

#### イ 委託業務の契約事務について

次の委託業務について、契約書に支払期限が明記されておらず、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定める遅延利息も定められていなかった。支払期限を明記するなど、適切な事務処理に努めていただきたい。(会計総務課)

- ・ 広島県総務事務システム変更業務（新人給システム連携）委託（平成 21 年度）
- ・ 広島県旅費・通勤手当システム変更業務委託（平成 21 年度旅費機能改善）（平成 21 年度）
- ・ 広島県旅費・通勤手当システム変更業務委託（新財務会計システム連携）（平成 21 年度）
- ・ 広島県旅費・通勤手当システム変更業務委託（公用車機能）（平成 21 年度）
- ・ 広島県総務事務システム変更業務（新人事給与システム並行稼働対応）委託（平成 22 年度）
- ・ 広島県総務事務システム変更業務（H22 年度新人給システム連携対応）委託（平成 22 年度）

## 2 危機管理監

### (1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 危機管理及び消防に関する事務
- イ 組織体制 2 課 53 人（平成 22 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）  
課名：危機管理課，消防保安課，防災航空センター
- ウ 主な施策（平成 21 年度）  
防災・危機管理体制の確保  
消防・保安体制の充実

### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## 3 総務局

### (1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 職員の人事，組織・定数に関する事項  
議会及び県の行政一般に関する事項  
県の予算，税その他の財務に関する事項  
条例等の審査その他他局の主管に属しない事項
- イ 組織体制 2 部 13 課 2 チーム 293 人  
(平成 22 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

部 名 等	課 名
総務管理部	総務課, 秘書課, 人事課, 行政管理課, 福利課
財務部 〔情報システム総括監〕	財政課, 財産管理課, 営繕課, 税務課, 情報政策課
〔経営戦略審議官〕	経営戦略課, 分権改革課, 広報課, 海の道プロジェクトチーム, 人づくり推進チーム

- ウ 主な施策（平成 21 年度）
- 広域自立生活圏の形成
  - 広域・国際交流圏の形成
  - 地域協働の仕組みづくり
  - 広島型分権改革の推進
  - 新しい行政運営体制の確立
- エ 本庁重点監査項目
- 債権管理の状況について

## （２）監査の結果

### 【指摘事項】

#### ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） 〔平成 21 年度決算額〕	参考 前回監査時 〔平成 20 年度決算額〕
1	県報販売代金（総務課）	1 人 12,400 円	1 人 20,400 円
2	退職所得に係る所得税等の源泉徴収誤りに係る戻入金（人事課）	2 人 200,800 円	2 人 298,000 円
3	元警察官の恩給過払いに係る戻入金（福利課）	1 人 120,800 円	1 人 260,800 円
4	かし担保による損害賠償請求金（財産管理課）	1 人 1,412,000 円	0 人 0 円
5	広報誌購読料（広報課）	1 人 1,700 円	1 人 1,700 円

#### イ 委託契約の事務処理について

委託契約において、次のとおり誤つた事務処理があつた。適正な事務処理に努められたい。

委託業務名	内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広島県加計独身寮管理業務委託契約（平成 21 年度）（福利課）</li> <li>・ 広島県田方独身寮管理賄い業務委託契約（平成 22 年度）（福利課）</li> </ul>	契約締結後、契約書に定められた管理人等の氏名その他必要な事項についての通知を受けていなかった。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄文書等の処理業務委託契約（平成 21・22 年度）（総務課）</li> </ul>	業務終了後、契約書に定められた廃棄文書等の数量を記載した報告書の提出を受けていなかった。

### (3) 付 記

#### ア 督促状の送付について

収入未済が発生した場合に督促の手続をとっているが、新規滞納発生から相当期間経過後に送付されているものがあつた。新規滞納が発生した場合は、遅滞なく督促手続きを行っていただきたい。(財産管理課)

- ・かし担保による損害賠償請求金 1 件

#### イ 契約書への収入印紙の貼付について

契約の相手方から県に交付された契約書に、収入印紙が貼付されていないものがあつた。契約相手方による印紙貼付についても確認を行うなど、適切な事務処理に努めていただきたい。(総務課)

- ・廃棄文書等の処理委託契約 (平成 22 年度)

#### ウ 県有資産の管理・運営について

県の施設を適切に管理するため、県有資産のデータベース化に取り組まれている。当該データベースを活用し、ファシリティ・マネジメントの観点に立った効率的・効果的な県有資産の管理・運営に取り組んでいただきたい。(財産管理課)

- ※ ファシリティ・マネジメント… 建物等の不動産を経営的な視点から最適な状況（コスト最小，効果最大）で保有し，運営し，維持するために総合的な管理を行うこと

#### エ 県出資法人に対する立入検査について

県出資法人に対する立入検査のサイクルについては、「知事の所管に属する公益法人の設立及び指導監督に関する事務処理手続（平成 6 年 10 月 1 日施行）」及び「県出資法人に対する立入検査について（平成 15 年 2 月 19 日付け総務企画部長通知）」において、出資 4 分の 1 以上の公益法人及び株式会社については、少なくとも 2 年に 1 回程度実施することとされている。県出資法人に対する牽制効果や検査職員の検査ノウハウ維持の観点等を考慮し、指定出資法人に対する立入検査は、毎年実施するよう検討していただきたい。

また、立入検査の結果が法人運営に適切に反映されるためにも、立入検査結果に対する出資法人の対応については、適切な回答期限を定めた上で、文書による報告を求めるよう検討していただきたい。

更に、立入検査における県側の課題として、検査職員の検査能力向上を掲げる所管課が多いことから、検査職員の検査能力向上にも取り組んでいただきたい。(総務課)

- ※ 指定出資法人… 県の実質的な出資比率が極めて高く，県行政を補完し，県と一体となって行政サービスを提供している，一定の事業規模を有する県出資法人の中で，県が特に調整を行う必要があるとして「広島県出資法人指導・調整要綱」において指定している法人

## 4 文書館

### (1) 機関の概要

- ア 主な業務 県に関する歴史的資料として重要な行政文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の収集、整理及び保存に関する事務  
文書等の利用に関する事務  
文書等の調査及び研究に関する事務  
文書等についての専門的な知識の普及啓発
- イ 所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号
- ウ 職員数 9人（4人）〔平成22年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計。（内は非常勤職員の数）〕

### エ 主な事業実績（平成21年度）

- 重要な行政文書等の収集・整理・保存・管理（平成21年度3月末現在）  
行政文書約48,000冊，行政資料約84,000冊，古文書約232,000点  
マイクロフィルム約236万コマ，複製資料約40,000冊，図書約20,000冊

- 利用状況 (単位：人)

来館者数	資料閲覧	利用相談	講座等	見学	展示閲覧
5,005	1,258	300	2,055	9	1,383

### (2) 監査の結果

#### 【意見】

#### 委託契約における設計金額の積算方法について

設計金額の積算において、1者のみから参考見積書を徴取して算出しているものがあった。設計金額を積算する際に参考見積書を利用するときは、複数の者から徴取し、設計金額の適正化に努める必要がある。

- 広島県緊急雇用対策基金事業県立文書館複製資料目録デジタル化事業業務委託契約（平成21年度）

## 5 企画振興局

### (1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県行政の基本的事項の企画及び総合調整に関する事項  
地域振興及び中山間地域対策の推進及び総合調整に関する事項  
市町その他公共団体の自治の振興に関する事項  
統計に関する事項
- イ 組織体制 3部7課157人(平成22年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

部名	課名
政策企画部	政策企画課，国際課，統計課
地域振興部	地域政策課，過疎対策課，市町行財政課
研究開発部	研究開発課

- ウ 主な施策（平成 21 年度）
  - 新たな総合計画（ビジョン）の策定準備
  - 生活を支える機能の確保，魅力ある中山間地域形成による過疎対策
  - 中枢・中核都市圏の高次都市機能の強化
  - 研究開発・技術支援機能の強化

## （2）監査の結果

### 【指摘事項】

#### 委託契約における入札公告手続について

次の一般競争入札に係る委託契約の入札公告手続において，県ホームページへの掲載及び掲示（構内掲示板への掲示等）により行うこととされているが，掲示による公告を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。（統計課）

- ・平成 21 年度周期調査に係る関係用品の保管，仕分・梱包及び配送業務（平成 21 年度）
- ・2010 年世界農林業センサス電算処理業務（平成 22 年度）

根拠	一般競争入札事務処理要領	5
----	--------------	---

### 【意見】

#### 委託契約における事務処理について

次の委託契約において，業務の内容を示す仕様書が，企画提案を受ける際の説明資料のままとなっていた。当該契約は企画提案型を採用しており，委託業者が決定した後に具体的な仕様が決定されるものであるため，決定された内容を明確にしておく必要がある。（統計課）

- ・広島県統計情報発信システム（「広島の統計」ホームページ）再構築業務（平成 21 年度）

## 6 総合技術研究所

### （1）機関の概要

- ア 主な業務 産業技術並びに保健及び環境に関する総合的な試験研究並びにその成果の技術移転
- イ 所在地 広島市中区基町 10 番 52 号
- ウ 組織体制 1 部（企画部）
- エ 職員数 7 人（平成 22 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）

### （2）監査の結果

#### 【指摘事項】

#### 委託契約における入札公告手続について

次の一般競争入札に係る委託契約の入札公告手続において，県ホームページへの掲載及び掲示（構内掲示板への掲示等）により行うこととされているが，掲示による公告を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

- ・総合技術研究所情報化促進業務（平成 21 年度）

根拠	一般競争入札事務処理要領	5
----	--------------	---



## 7 選挙管理委員会事務局

### (1) 機関の概要

ア 委員 4人

#### イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 参議院議員，衆議院議員，県議会議員，県知事等の選挙の執行に関する事務

明るい選挙の推進に関する事務

政治資金に関する事務

政党助成に関する事務

(イ) 組織体制 4人（平成22年4月1日現在の常勤職員数で併任職員を除く。）

### (2) 監査の結果

#### 【意見】

#### 委託契約における設計積算の適正化について

次の委託契約において，設計金額の一部について，積算するための参考見積書などを徴取せず，過去の契約額などを基に積算をしていた。設計金額の積算に当たって実勢価格を参考とする際は，参考見積書を複数の者から徴取するなど，設計積算の適正化に努める必要がある。

- ・平成21年11月8日執行予定の広島県知事選挙及び県議会議員補欠選挙臨時啓発業務（平成21年度）

## 8 環境県民局

### (1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 県民生活に関する事項  
県民文化に関する事項  
生活環境及び自然環境の保全に関する事項

イ 組織体制 2部11課 176人（平成22年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

部名等	課名
総務管理部	環境県民総務課，文化芸術課，消費生活課，人権男女共同参画課，県民活動課，学事課
環境部 [廃棄物対策総括監]	環境政策課，環境保全課，自然環境課，循環型社会課，産業廃棄物対策課

ウ 主な施策（平成21年度）

私学教育の振興

高等教育機能の向上

青少年の健全育成と若者の自立支援

文化・芸術の振興

人として互いに尊重する社会づくり

男女共同参画社会づくり

地球温暖化の防止・地域環境の保全

自然環境の保全と活用

- 循環型社会の構築  
暮らしの安心の確保
- エ 本庁重点監査項目  
債権管理の状況について

## (2) 監査の結果

### 【指摘事項】

#### ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収の促進に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） [平成 21 年度決算額]		参考 前回監査時 [平成 20 年度決算額]	
1	大学使用料〔授業料，施設費〕 （学事課）	2 人	1,714,607 円	3 人	1,774,607 円
2	雑収入〔住民訴訟に係る訴訟費用収入金〕（環境政策課）	15 人	1,651,803 円	15 人	1,651,803 円
3	浄化槽設置状況調査業務委託の契約解除に係る違約金（循環型社会課）	1 人	1,554,000 円	1 人	1,554,000 円

(注) 大学使用料の長期未納については、県立広島大学が公立大学法人になる以前の債権である。

#### イ 出資法人への立入検査について

出資法人への立入検査については、少なくとも 2 年に 1 回実施することとされているが、実施されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（自然環境課）

- ・財団法人もみのき森林公園協会
- ・財団法人中央森林公園協会

### 【意 見】

#### 地方機関における債権の管理体制について〔参考資料：資料番号 1 参照〕

地方機関で債権管理を行っている債権については、本庁債権所管課として、地方機関の縮減目標に向けた取組に対する進行管理を定期的に行うとともに、債権の状況を踏まえた的確な指導、助言を行うなど、必要に応じて地方機関と一体となった組織的な債権回収に取り組む必要がある。（行政代執行弁償金）

## 9 健康福祉局

### (1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務
- 社会福祉に関する事項
  - 保健衛生に関する事項
  - 高齢者・障害者支援，児童福祉に関する事項
  - 社会保障に関する事項

イ 組織体制 3部14課2プロジェクト・チーム 289人（平成22年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

部 名	課 名 等
総務管理部	健康福祉総務課，こども家庭課，被爆者対策課
保健医療部	医務課，医療政策課，医療保険課，健康対策課，食品生活衛生課，薬務課，がん対策プロジェクト・チーム
社会福祉部	地域福祉課，社会援護課，障害者支援課，高齢者支援課，介護保険課，介護人材就業支援プロジェクト・チーム

ウ 主な施策（平成21年度）

子育て支援体制の充実，小児・母子医療体制の確保  
 子ども・家庭に関する相談支援機能の充実  
 豊かな心と健やかな体の育成  
 シニア世代が活躍する社会づくり  
 健康寿命の延伸，質が高く効率的な地域医療体制の確保  
 障害者の自立できる環境づくり  
 福祉・介護サービスの提供体制の確保  
 食の安全・安心の確保，健康危機管理体制の確保  
 暮らしの安心の確保

エ 本庁重点監査項目

債権管理の状況について

## （2）監査の結果

### 【指摘事項】

#### 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生 of 未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） [平成21年度決算額]		参考 前回監査時 [平成20年度決算額]	
1	通勤手当に係る返戻金 （健康福祉総務課）	1人	35,676円	1人	35,676円
2	児童扶養手当に係る戻入金及び返還金 （こども家庭課）	54人	11,660,352円	58人	13,172,132円
3	母子・寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入 （こども家庭課）	2人	1,364,656円	2人	1,364,656円
4	原爆被爆者諸手当に係る戻入金及び返還金 （被爆者対策課）	3人	906,600円	3人	960,600円
5	看護師等修学資金貸付金償還金（医務課）	2人	254,000円	4人	384,500円
6	高齢者住宅整備資金貸付金元利収入 （地域福祉課）	7人	3,738,495円	8人	3,796,685円
7	高齢者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息 （地域福祉課）	25人	16,253,200円	25人	16,502,010円

8	介護福祉士修学資金貸付金償還金 (地域福祉課)	1人	112,000円	1人	148,000円
9	介護福祉士修学資金に係る違約金及び延納利息 (地域福祉課)	1人	59,400円	1人	47,800円
10	障害者住宅整備資金貸付金償還金元利収入 (障害者支援課)	26人	29,226,630円	26人	29,523,420円
11	障害者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息 (障害者支援課)	34人	9,395,125円	34人	9,514,200円
12	心身障害者扶養共済事業負担金 (障害者支援課)	182人	22,506,010円	218人	24,306,880円
13	心身障害者扶養共済年金に係る戻入金及び返還金 (障害者支援課)	2人	620,000円	2人	620,000円

## 【意見】

債権管理に対する取組の強化について〔参考資料：資料番号1参照〕

### ア 滞納繰越額の縮減について

平成21年度決算において、前年度決算より滞納繰越額が増加した税外債権等があった。滞納状況に応じた債権回収に取り組み、滞納総額の縮減を図る必要がある。

(母子・寡婦福祉資金貸付金)

### イ 法的措置の実行について

法的措置については、「広島県債権管理会議」における取組を通じて、支払督促の申立てや、滞納処分可能な債権にあっては滞納処分を行うなどの取組が進められており、適正な債権管理に向けた取組が強化されつつある。

一方、そうした取組にもかかわらず、「集中対策期間」の19年度から21年度までの3年間で法的措置を実施していない債権があった。

引き続き、こうした事例を活かして法的措置を適正に行うとともに、法的措置を行っていない債権にあっては、必要に応じて法的措置を的確に行うなど、積極的に債権回収を図る必要がある。

(児童福祉総務費負担金、児童福祉施設措置費負担金、高齢者住宅整備資金、生活保護事業戻入金・返還金、障害者住宅整備資金、心身障害者扶養共済事業)

### ウ 不納欠損処分について

時効の到来などにより不納欠損処分を行っているが、時効到来に至るまでに時効の中断措置を講じていない、滞納者への請求や調査が不十分であるなどの債権が見受けられた。

遅滞なく督促状を送付するなど適切に時効の中断措置を講じる、滞納者の資力の状況を十分調査するなど債権管理の徹底を図ることにより、適切な不納欠損処分を行う必要がある。

(児童扶養手当返還金、児童福祉施設措置費負担金、生活保護事業戻入金・返還金、心身障害者扶養共済事業)

私法上の債権において、時効の援用がなされ、債権の消滅時効が成立しているにもかかわらず、不納欠損処分を行っていない事例が見受けられた。速やかに不納欠損処

分を行う必要がある。(高齢者住宅整備資金)

## エ 新規未納発生時の対策強化について

新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用し、催告や督促の手續について、組織として適切な進行管理を行い、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。

(児童扶養手当返還金, 児童福祉総務費負担金, 児童福祉施設措置費負担金, 母子・寡婦福祉資金貸付金, 生活保護事業戻入金・返還金)

## オ 地方機関における債権の管理体制について

地方機関で債権管理を行っている債権については、本庁債権所管課として、地方機関の縮減目標に向けた取組に対する進行管理を定期的に行うとともに、債権の状況を踏まえた的確な指導、助言を行うなど、必要に応じて地方機関と一体となった組織的な債権回収に取り組む必要がある。

(児童扶養手当返還金, 児童福祉総務費負担金, 児童福祉施設措置費負担金, 母子・寡婦福祉資金貸付金, 生活保護事業戻入金・返還金)

## カ 債権回収に向けての手續について

次の債権について、時効中断後において、長期間、債務者への文書又は電話などによる催告など、債権回収に向けて必要な手續が行われていないものがあつた。債権回収マニュアルに定められた手續を行う必要がある。(高齢者住宅整備資金)

## (3) 付 記

### 債権管理マニュアルの充実について〔参考資料：資料番号 1 参照〕

債権管理マニュアルは整備されているものの、滞納整理や法的措置への移行などに向けての具体的な処理基準が明確となっていない債権があつた。適正な債権管理を行うために、法的措置を行う目安となる滞納総額・滞納期間、法的措置手續の標準処理日数といった具体的な事務処理基準をマニュアル中に明示していただきたい。

(児童扶養手当返還金, 児童福祉総務費負担金, 児童福祉施設措置費負担金, 母子・寡婦福祉資金貸付金, 生活保護事業戻入金・返還金, 障害者住宅整備資金)

## 10 商工労働局

### (1) 機関の概要

- |          |  |
|----------|--|
| ア 主な分掌事務 | 商業, 工業及び観光に関する事務<br>物資(農林水産物資を除く)の流通に関する事務<br>労働に関する事務 |
| イ 組織体制   | 2部10課2プロジェクトチーム<br>176人(平成22年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)    |

部 名 等	課 名
総務管理部	商工労働総務課(東部産業支援担当), 労働福祉課, 雇用人材確保課, 職業能力開発課, 雇用基金特別対策プロジェクトチーム
[立地政策審議官] 産業振興部	産業技術課, 新産業課, 経営支援課, 金融課, 企業立地課, 観光課, 産業革新プロジェクトチーム

ウ 主な施策（平成 21 年度）

産業を支える人づくり  
 新たな産業づくり  
 基幹産業の持続的発展  
 産業活動を支える基盤の強化  
 広域自立生活圏の形成

エ 本庁重点監査項目

債権管理の状況について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成 21 年度決算額]	参考 前回監査時 [平成 20 年度決算額]
1 行政財産使用料 (産業技術課)	1 人 2,850,430 円	1 人 2,990,430 円
2 高度化資金に係る貸付金 元利収入(金融課)	11 人 1,430,184,461 円	12 人 1,467,354,022 円
3 高度化資金に係る違約金 (金融課)	1 人 7,495,000 円	1 人 8,595,000 円
4 設備近代化資金に係る貸 付金元利収入(金融課)	13 人 61,434,622 円	15 人 69,323,622 円
5 設備近代化資金に係る違 約金(金融課)	9 人 6,397,800 円	13 人 10,591,047 円
6 広島県工場及び試験研究 施設等立地促進助成金返 還金(企業立地課)	1 人 23,603,600 円	1 人 24,803,600 円

イ 債権管理簿の作成について

行政財産使用料について、債権管理簿が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。(産業技術課)

- ・根拠 広島県債権管理規則第 6 条

ウ 現金の管理について

常時の資金前渡により現金を保管しているが、平成 21 年度の 7 月以降の受払いの記録がされておらず、また、平成 22 年度については、現金出納簿も備え付けられていないものが

あった。適正な事務処理に努められたい。(商工労働総務課)

#### エ 有料道路通行券の管理について

安芸灘大橋通行券(700円券)について、郵便切手類使用簿に記載され現在高と現物の枚数が一致していなかった。適正な事務処理に努められたい。(商工労働総務課)

#### オ 行政財産使用料の徴収について

継続して使用許可をしている行政財産の使用料徴収において、収入手続(調定及び納入通知)がされていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。(産業技術課)

・平成22年度 2件 7,500円

#### カ 普通財産貸付料の徴収について

普通財産貸付料の徴収について、徴収すべき期限が定められているにもかかわらず、収入手続が遅延しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。(産業技術課)

・平成22年度 1件 15,605円

#### キ 委託契約の締結時期について

広島県契約規則において、落札決定の通知をした日(入札日)から5日以内に契約を締結しなければならないと規定されているにもかかわらず、その日数を超えて契約を締結していた。適正な事務処理に努められたい。(観光課)

・広島県国際観光PRツール(ツアーガイドブック)作成業務(平成21年度)

### 【意見】

#### 新規未納発生時の対策強化について〔参考資料：資料番号1参照〕

新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用し、催告や督促の手続について、組織として適切な進行管理を行い、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。

(高度化資金貸付金、設備近代化資金貸付金)

### (3) 付記

#### 債権管理マニュアルの充実について〔参考資料：資料番号1参照〕

債権管理マニュアルは整備されているものの、滞納整理や法的措置への移行などに向けての具体的な処理基準が明確となっていない債権があった。適正な債権管理を行うために、法的措置を行う目安となる滞納総額・滞納期間、法的措置手続の標準処理日数といった具体的な事務処理基準をマニュアル中に明示していただきたい。

(高度化資金貸付金、設備近代化資金貸付金)

## 11 農林水産局

### (1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 農業，林業及び水産業に関する事務  
農林水産物資の流通に関する事務  
漁港に関する事務
- イ 組織体制 3部12課279人（平成22年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

部名等	課名
総務管理部 [企画総括監]	農林水産総務課，農業活性化推進課，団体検査課
農水産振興部	農業技術課，農業経営課，農産課，畜産課，水産課
農林整備部 [技術総括監]	農林整備管理課，農業基盤課，林業課，森林保全課

- ウ 主な施策（平成21年度）  
担い手を中心とした力強い農業構造の確立  
効率的な木材の生産・流通体制の確立  
持続的かつ安定的な水産業の確立  
食の安全・安心の確保  
農地等の効率的な利用と保全  
環境と調和のとれた農林業の推進  
多様な森林の整備  
農山漁村における快適な生活空間の創出
- エ 本庁重点監査項目  
債権管理の状況について

### (2) 監査の結果

#### 【指摘事項】

#### ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区分	長期未納（滞納繰越分） [平成21年度決算額]	参考 前回監査時 [平成20年度決算額]
1 農業改良資金貸付金元利収入 (農業経営課)	6人 32,745,060円	9人 38,981,345円
2 農業改良資金貸付金に係る違約金及び延納利息 (農業経営課)	14人 44,654,497円	16人 48,669,536円
3 牛海綿状脳症検査体制緊急整備事業に係る戻入金 (畜産課)	1人 3,617,802円	1人 3,737,802円
4 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入 (水産課)	3人 3,950,000円	3人 3,240,000円
5 沿岸漁業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息 (水産課)	3人 5,513,199円	3人 5,447,486円



6	五日市漁港フィッシャリーナ住宅用地（マリーナサイド海老園）売払収入（水産課）	1人 27,982,000円	0人 0円
7	森林簿調整業務委託の契約解除に係る違約金及び延納利息（林業課）	1人 603,750円	1人 603,750円
8	林業・木材産業改善資金貸付金元利収入（林業課）	2人 961,723円	5人 2,538,464円
9	林業・木材産業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息（林業課）	8人 8,509,508円	8人 8,003,768円

#### イ 債権管理簿の作成について

五日市漁港フィッシャリーナ住宅用地（マリーナサイド海老園）売払収入について、債権管理簿が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。（水産課）

- ・根拠 広島県債権管理事務取扱規則第6条

#### ウ 契約保証金の経理について

五日市漁港フィッシャリーナ住宅用地（マリーナサイド海老園）売買契約に係る契約保証金について、歳入歳出外現金として受け入れるべきところ、歳入金として受け入れている。適正な事務処理に努められたい。（水産課）

- ・根拠 広島県会計規則第42条第2項第2号

#### エ 委託契約について

次の委託契約において、契約書に定める毎月の履行報告が提出されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。（林業課）

- ・森林計画情報システムプログラム修正業務契約（平成21年度）

### 【意見】

債権管理に対する取組の強化について〔参考資料：資料番号1参照〕

#### ア 滞納繰越額の縮減について

平成21年度決算において、前年度決算より滞納繰越額が増加した税外債権等があった。滞納状況に応じた債権回収に取り組み、滞納総額の縮減を図る必要がある。

（沿岸漁業改善資金貸付金）

#### イ 法的措置の実行について

法的措置については、「広島県債権管理会議」における取組を通じて、支払督促の申立てや、滞納処分可能な債権にあっては滞納処分を行うなどの取組が進められており、適正な債権管理に向けた取組が強化されつつある。

一方、そうした取組にもかかわらず、「集中対策期間」の19年度から21年度までの3年間で法的措置を実施していない債権があった。

引き続き、こうした事例を活かして法的措置を適正に行うとともに、法的措置を行っていない債権にあっては、必要に応じて法的措置を的確に行うなど、積極的に債権

回収を図る必要がある。(林業・木材産業改善資金貸付金)

#### ウ 新規未納発生時の対策強化について

新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用し、催告や督促の手續について、組織として適切な進行管理を行い、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。

(農業改良資金貸付金，漁港使用料〔漁港施設使用料〕，漁港使用料〔五日市漁港フィッシャリーナ施設係留料〕，沿岸漁業改善資金貸付金，林業・木材産業改善資金貸付金)

#### エ 地方機関における債権の管理体制について

地方機関で債権管理を行っている債権については、本庁債権所管課として、地方機関の縮減目標に向けた取組に対する進行管理を定期的に行うとともに、債権の状況を踏まえた的確な指導，助言を行うなど，必要に応じて地方機関と一体となった組織的な債権回収に取り組む必要がある。

(漁港使用料〔漁港施設使用料〕，漁港使用料〔五日市漁港フィッシャリーナ施設係留料〕，施設使用料〔五日市漁港県営棧橋係留料〕，行政代執行弁償金〔森林法違反事件〕，行政代執行弁償金〔五日市漁港不法係留船舶撤去〕)

### (3) 付 記

#### ア 債権管理マニュアルの充実について〔参考資料：資料番号1参照〕

債権管理マニュアルは整備されているものの、滞納整理や法的措置への移行などに向けての具体的な処理基準が明確となっていない債権があった。適正な債権管理を行うために、法的措置を行う目安となる滞納総額・滞納期間，法的措置手續の標準処理日数といった具体的な事務処理基準をマニュアル中に明示していただきたい。

(農業改良資金貸付金，漁港使用料〔五日市漁港フィッシャリーナ施設係留料〕，沿岸漁業改善資金貸付金，林業・木材産業改善資金貸付金)

#### イ 農業技術大学校の運営について

農業技術大学校の定員充足率は例年 50%程度で推移していたが，高校訪問等，大学校のPRに努めた結果，また，近年の経済・雇用情勢等もあって平成 22 年度入学生は，86%（定員 50 人に対し入学者 43 人）と，大幅に増加した。

農業技術大学校では，集落法人，農業参入企業等での派遣研修の実施や，集落法人等が求める資格取得の促進など，就農のための支援の強化に取り組んでいる。

今後，「農業技術大学校中長期計画」（平成 21 年 3 月策定）で目標に掲げている人材供給機能を果たしていくためには，担い手である集落法人や農業参入企業等への就職率の向上が極めて重要であることから，卒業生が確実に就農できるよう就農支援の取組を進めていただきたい。

## ウ 債権回収に向けての手續について

新規滞納発生から相当期間経過しているにもかかわらず、督促状の送付又は履行延期など、債権回収に向けて必要な手續が行われていないものがあつた。遅滞なく広島県債権管理事務取扱規則に定められた手續を行っていただきたい。

- ・五日市漁港フィッシャリーナ住宅用地（マリーナサイド海老園）売払収入（水産課）

## 12 広島海区漁業調整委員会事務局

### (1) 機関の概要

ア 委員 15人

#### イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理やその他漁業調整に関する事務

(イ) 組織体制 専任職員なし（併任職員4人）（平成22年4月1日現在）

### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかつた。

## 13 内水面漁場管理委員会事務局

### (1) 機関の概要

ア 委員 10人

#### イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理並びに内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事務

(イ) 組織体制 専任職員なし（併任職員3人）（平成22年4月1日現在）

### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかつた。

## 14 土木局

### (1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 道路、河川に関する事務  
空港、港湾（漁港を除く。）その他土木に関する事務（他局の主管に属する事務を除く。）

イ 組織体制 3部12課234人（平成22年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

部 名 等	課 名
[技監] 総務管理部	土木総務課，建設産業課，用地課，技術企画課
土木整備部	道路河川管理課，道路企画課，道路整備課，河川課，砂防課
空港港湾部 [港湾技術総括監]	空港振興課，港湾振興課，港湾企画整備課

ウ 主な施策（平成 21 年度）

圏域内の交流を支える交通基盤の強化

中枢・中核都市圏の高次都市機能の強化（広島高速道路の整備）

県境を越えた広域的な交流・連携機能の強化（高規格幹線道路・地域高規格道路の整備）

グローバルゲートウェイ機能の強化（広島空港の機能強化，広島港・福山港の機能強化）

災害に強い県土づくり（洪水対策の推進，高潮対策の推進，土砂災害対策の推進）

エ 重点監査項目

債権管理の状況について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） [平成 21 年度決算額]	参考 前回監査時 [平成 20 年度決算額]
1	雑入 [許可量を超えた海砂利の採取に係る不当利得返還金]（港湾振興課）	7 人 55,459,060 円	8 人 56,222,476 円
2	港湾使用料（港湾振興課）	37 人 10,601,507 円	42 人 13,656,829 円

【意 見】

ア 債権管理に対する取組の強化について [参考資料：資料番号 1 参照]

(ア) 不納欠損処分について

時効の到来などにより不納欠損処分を行っているが，時効到来に至るまでに時効の中断措置を講じていない，滞納者への請求や調査が不十分であるなどの債権が見受けられた。

遅滞なく督促状を送付するなど適切に時効の中断措置を講じる，滞納者の資力の状況を十分調査するなど債権管理の徹底を図ることにより，適切な不納欠損処分を行う必要がある。（港湾使用料）

(イ) 新規未納発生時の対策強化について

新たな収入未済を把握した場合は，直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから，税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用し，催告や督促の手続について，組織として適切な進行管理を行い，新規滞納額の圧縮に努める必要がある。（道路使用料，河川使用料，港湾使用料，公有水面使用料）

(ウ) 地方機関における債権の管理体制について

地方機関で債権管理を行っている債権については，本庁債権所管課として，地方機関の縮減目標に向けた取組に対する進行管理を定期的に行うとともに，債権の状況を踏まえた的確な指導，助言を行うなど，必要に応じて地方機関と一体となった組織的

な債権回収に取り組む必要がある。(道路使用料, 河川使用料, 港湾使用料, 公有水面使用料, 行政代執行弁償金〔道路・河川〕, 行政代執行弁償金〔港湾〕)

#### イ 不法占用の解消及び未然防止への取組について

県が管理する河川の不法占有については, これまで, その解消に向け組織を挙げて早急に取り組むよう意見してきたところである。

河川の不法占有物件は, 撤去指導などの取組により, 昭和 50 年度末の 571 件から平成 21 年度末では 335 件となっているが, 依然として不法占有の状態が長期化・常態化した物件が数多く残ったままとなっている。

財産の適正管理, 県民負担の公平性確保の観点から, 不法占有の状態をこれ以上長期化させることのないよう, 不法占有の解消に向けて, 本庁, 地方機関が一体となってこれまで以上に取組を強化するとともに, 新たな不法占有の未然防止に努める必要がある。

### (3) 付 記

#### 債権管理マニュアルの充実について〔参考資料：資料番号 1 参照〕

債権管理マニュアルは整備されているものの, 滞納整理や法的措置への移行などに向けての具体的な処理基準が明確となっていない債権があった。適正な債権管理を行うために, 法的措置を行う目安となる滞納総額・滞納期間, 法的措置手続の標準処理日数といった具体的な事務処理基準をマニュアル中に明示していただきたい。

(道路使用料, 河川使用料, 港湾使用料)

## 15 都市局

### (1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 都市計画その他都市の整備に関する事務  
住宅及び建築に関する事務
- イ 組織体制 1 局 5 課 115 人 (平成 22 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

部 名 等	課 名
[都市技術総括監]	都市政策課, 都市整備課, 都市環境課, 建築課, 住宅課

#### ウ 主な施策 (平成 21 年度)

バリアフリーのまちづくりの推進, 住宅のユニバーサルデザインの推進  
圏域内の交流を支える交通基盤の強化 (街路事業等)  
中枢・中核都市圏の高次都市機能の強化 (都市計画の推進, 市街地の整備)  
広島県の新たな魅力の創出と発信 (県民公園等)  
地球・地域環境の保全 (流域下水道の建設・管理, 公共下水道の整備)

#### エ 本庁重点監査項目

債権管理の状況について

## (2) 監査の結果

### 【指摘事項】

#### 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生 of 未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） [平成 21 年度決算額]		参考 前回監査時 [平成 20 年度決算額]	
1	雑入 [土地区画整理事業に伴う清算徴収金]（都市環境課）	2 人	246,378 円	2 人	246,378 円
2	住宅使用料（住宅課）	1,757 人	178,745,046 円	1,854 人	183,118,633 円
3	施設使用料（住宅課）	7 人	174,330 円	4 人	50,090 円
4	雑入 [賃貸借契約解除後，退去までの家賃相当額]（住宅課）	1 人	205,200 円	1 人	205,200 円
5	雑入 [工事契約解除に伴う前払金返還に係る利息等]（住宅課）	1 人	411,347 円	1 人	411,347 円

### 【意 見】

#### 新規未納発生時の対策強化について [参考資料：資料番号 1 参照]

新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用し、催告や督促の手續について、組織として適切な進行管理を行い、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。（住宅使用料）

## 16 収用委員会

### (1) 機関の概要

- ア 委員 委員 7 人，予備委員 2 人
- イ 事務組織の概要
  - (ア) 主な分掌事務 土地収用に関する事務
  - (イ) 組織体制 専任職員なし（土木総務課が事務を執行）（平成 22 年 4 月 1 日現在）

### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかつた。

## 17 企業局

### (1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 工業用水道事業に関する事務  
水道用水供給事業に関する事務  
土地造成事業に関する事務
- イ 組織体制 3 課 52 人（平成 22 年 4 月 1 日現在の公営企業管理者を含む常勤職員及び再任用職員の合計）

課名：企業総務課，土地整備課，水道課

- ウ 主な施策（平成 21 年度）
  - 県営水道送水ルート強化
  - 産業団地の整備事業
- エ 本庁重点監査項目
  - 債権管理の状況について

## （2）監査の結果

### 【指摘事項】

#### ア 長期未納（過年度分）について

次の収益において、長期未納（過年度分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（過年度分） [平成 21 年度決算額]	参考 前回監査時 [平成 20 年度決算額]
1	土地売却代金（土地整備課）	2 人 100,734,249 円	1 人 90,479,249 円
2	延納利息[土地売却代金の延納に係るもの]（土地整備課）	3 人 271,042,927 円	3 人 272,902,927 円
3	雑収益[固定資産の所有に係る所在市町村交付金の企業負担分]（土地整備課）	1 人 854,100 円	1 人 854,100 円
4	延滞金[所在市町村交付金の弁済に伴う遅延損害金]（土地整備課）	1 人 282,330 円	1 人 382,330 円
5	損害金[土地売買契約の解除に係る損害賠償金]（土地整備課）	1 人 10,835,281 円	1 人 10,835,281 円
6	損害金[土地の不法占有に係る損害金及び訴訟費用]（水道課）	2 人 2,693,767 円	2 人 2,693,767 円

#### イ 委託業務の執行について

次の委託業務の執行について、契約締結前に、業務内容に関する受託者への指示を業務打合せ簿により行っていた。適正な事務処理に努められたい。（水道課）

- ・業務支援システム保守等業務（平成 21 年度）

### 【意見】

#### ア 債権管理に対する取組の強化について〔参考資料：資料番号 1 参照〕

##### （ア）滞納繰越額の縮減について

平成 21 年度決算において、前年度決算より滞納繰越額が増加した税外債権等があつた。滞納状況に応じた債権回収に取り組み、滞納総額の縮減を図る必要がある。

（土地売却代金等）

##### （イ）新規未納発生時の対策強化について

新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用し、催告や督促の手續について、

組織として適切な進行管理を行い、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。  
(土地売却代金等)

#### イ 委託業務に係る履行確認について

県から関係市へ事務委託を行っている水道施設の建設改良工事については、毎年度、浄水場共同施設及び県専用施設の建設改良工事に関する協定書に基づき、各市の水道事業者へ委託している。

この協定書により実施した建設改良工事に係る完了・精算手続きにおいて、履行状況を確認する資料（工事検査調書の写し、工事完成写真等）による履行確認が行われておらず、完成した施設、設備等の図書も保存されていなかった。

県の財産である施設・設備であることから、履行状況の確認を厳正に行うとともに、適切な施設・設備管理の観点から、完成した施設・設備に係る図書を県でも保管するなど、協定書の見直し等について検討する必要がある。(水道課)

### (3) 付 記

#### 産業団地分譲促進策や未着手用地の活用方策の検討について

産業団地の分譲については、成長性の高い先端企業等をターゲットとした誘致活動を展開するため、平成 18 年 5 月に横断的な組織として「広島県産業集積促進戦略本部」を設置し、平成 22 年度からは「経営戦略会議」において審議等がなされているが、引き続き、企業等のニーズを的確に把握し、積極的かつ戦略的な誘致活動を推進していただきたい。

また、未着手用地や分譲の進まない団地については、県全体の課題として整理するとともに、企業等のニーズを踏まえ、他用途への転用も含めた幅広い活用策を検討していただきたい。  
(土地整備課)

## 18 病院事業局

### (1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 県立病院の運営に関する事務

イ 組織体制 1 課（県立病院課）

14 人（平成 22 年 4 月 1 日現在の病院事業管理者及び常勤職員の合計）

ウ 主な施策（平成 21 年度）

医師確保・人材育成機能強化事業（広島病院）

成育医療センター運営事業（広島病院）

エ 本庁重点監査項目

債権管理の状況について

### (2) 監査の結果

#### 【指摘事項】

#### 長期未納（過年度分）について

次の歳入において、長期未納（過年度分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進に努められたい。



区 分		長期未納（過年度分） 〔平成 21 年度決算額〕	参考 前回監査時 〔平成 20 年度決算額〕
1	医業収益（移管病院分）	44 人 1,771,990 円	－人 ー円
2	医業外収益（移管病院分）	1 人 160 円	－人 ー円

（注）長期未納（過年度分）は、旧県立瀬戸田病院及び旧県立神石三和病院の収入未済額を引き継いだもの。

## 【意 見】

### 債権管理に対する取組の強化について〔参考資料：資料番号 1 参照〕

#### ア 滞納繰越額の縮減について

平成 21 年度決算において、前年度決算より滞納繰越額が増加した税外債権等があった。滞納状況に応じた債権回収に取り組み、滞納総額の縮減を図る必要がある。

（医業未収金〔個人負担分〕）

#### イ 新規未納発生時の対策強化について

新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用し、催告や督促の手続について、組織として適切な進行管理を行い、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。

（医業未収金〔個人負担分〕）

#### ウ 地方機関における債権の管理体制について

地方機関で債権管理を行っている債権については、本庁債権所管課として、地方機関の縮減目標に向けた取組に対する進行管理を定期的に行うとともに、債権の状況を踏まえた的確な指導、助言を行うなど、必要に応じて地方機関と一体となった組織的な債権回収に取り組む必要がある。（医業未収金〔個人負担分〕）

## （3）付 記

### ア 債権管理マニュアルの充実について〔参考資料：資料番号 1 参照〕

債権管理マニュアルは整備されているものの、滞納整理や法的措置への移行などに向けての具体的な処理基準が明確となっていない債権があった。適正な債権管理を行うために、法的措置を行う目安となる滞納総額・滞納期間、法的措置手続の標準処理日数といった具体的な事務処理基準をマニュアル中に明示していただきたい。（医業未収金〔個人負担分〕）

### イ 退職給与引当金の計上について

退職給与引当金については、平成 15 年度に全額が取崩されて以降、新たな計上は行われておらず、引当額のない状態が長期に亘って続いている。資金収支が改善されている状況でもあり、将来の費用負担を明らかにし、経営状況を的確に把握するため、退職給与引当金の早期計上について検討していただきたい。

## 19 議会事務局

### (1) 機関の概要

ア 議員 65人（平成22年4月1日現在）

#### イ 事務局の概要

- (ア) 主な分掌事務 議長及び副議長の秘書に関する事務  
議員の厚生福利に関する事務  
議会本会議などの運営の事務処理に関する事務  
各種審査資料の収集及び分析等の準備に関する事務
- (イ) 組織体制 4課43人（平成22年4月1日現在の常勤職員数）  
課名：秘書課，総務課，議事課，政策調査課

### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## 20 教育委員会事務局

### (1) 機関の概要

ア 委員 6人

#### イ 事務局の概要

- (ア) 主な分掌事務 学校教職員の人事管理，学校施設整備に関する事務  
県立学校の設置管理，校務運営指導及び教育指導に関する事務  
市町教育委員会の指導及び市町立学校の教育指導に関する事務  
生涯学習，社会教育及びスポーツの振興に関する事務  
文化財の保護活用に関する事務
- (イ) 組織体制 2部12課 241人（平成22年4月1日現在）

部 名	課 名
管 理 部	総務課(秘書広報室，法務室)，教職員課(福山分室，職員給与室)，施設課，健康福利課，文化財課
教 育 部	学校経営課，指導第一課，指導第二課，指導第三課，特別支援教育課，生涯学習課，スポーツ振興課

#### ウ 主な施策（平成21年度）

- 子育て支援体制の充実
- 学力の定着向上
- 豊かな心と健やかな体の育成
- 特別支援教育の充実
- キャリア教育の充実
- グローバル社会に生きる力の育成
- 教職員の資質・指導力の向上
- 教育改革を支える基盤の強化
- 生涯学習の振興
- 文化・芸術の振興

スポーツの振興

人として互いに尊重する社会づくり

エ 重点監査項目

債権管理の状況について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） [平成 21 年度決算額]		参考 前回監査時 [平成 20 年度決算額]	
1	行政文書の開示に係る複写料（総務課）	1 人	1,610 円	1 人	1,610 円
2	行政文書の開示に係る複写料（教職員課）	1 人	10,380 円	1 人	10,380 円
3	行政文書の開示に係る複写料（学校経営課）	2 人	4,120 円	1 人	330 円
4	高等学校定時制課程及び通信制課程 修学奨励金貸付金に係る貸出金償還金（指導第二課）	7 人	757,785 円	10 人	987,785 円
5	地域改善対策高等学校等進学奨学金 貸付金に係る貸出金償還金（指導第二課）	297 人	62,508,598 円	284 人	56,393,623 円
6	地域改善対策高等学校等進学奨学金 貸付金に係る戻入金及び返還金（指導第二課）	39 人	3,997,400 円	39 人	4,097,400 円
7	高等学校等奨学金貸付金に係る貸出 金償還金（指導第二課）	398 人	31,212,220 円	250 人	16,876,500 円
8	高等学校等奨学金貸付金に係る戻入 金及び返還金（指導第二課）	10 人	831,000 円	4 人	511,000 円
9	賀茂高等学校不正事件賠償金に係る 弁償金（指導第二課）	1 人	33,897,445 円	1 人	33,977,445 円
10	広島観音高等学校等学校諸費横領事 件賠償金に係る弁償金（指導第二課）	1 人	17,605,042 円	1 人	17,715,042 円
11	行政文書の開示に係る複写料（指導第 二課）	1 人	1,090 円	1 人	1,090 円
12	行政文書の開示に係る複写料（指導第 三課）	1 人	8,980 円	1 人	8,980 円

イ プリペードカードの使用管理について

プリペードカードは、残金が生じること及び換金性が高いことから、郵便切手類出納簿のほかに、「カード使用簿」を作成し、管理責任者が記録・管理することとなっているが、「カード使用簿」にカード番号が記帳されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（総務課）（学校経営課）（生涯学習課）

## 【意見】

### ア 債権管理に対する取組の強化について〔参考資料：資料番号1参照〕

#### (ア) 滞納繰越額の縮減について

平成21年度決算において、前年度決算より滞納繰越額が増加した税外債権等があった。滞納状況に応じた債権回収に取り組み、滞納総額の縮減を図る必要がある。

(高等学校使用料〔授業料〕, 地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金, 高等学校等奨学金貸付金)

#### (イ) 法的措置の実行について

法的措置については、「広島県債権管理会議」における取組を通じて、支払督促の申立てや、滞納処分可能な債権にあっては滞納処分を行うなどの取組が進められており、適正な債権管理に向けた取組が強化されつつある。

一方、そうした取組にもかかわらず、「集中対策期間」の19年度から21年度までの3年間で法的措置を実施していない債権があった。

引き続き、こうした事例を活かして法的措置を適正に行うとともに、法的措置を行っていない債権にあっては、必要に応じて法的措置を的確に行うなど、積極的に債権回収を図る必要がある。(地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金)

#### (ウ) 新規未納発生時の対策強化について

新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用し、催告や督促の手続について、組織として適切な進行管理を行い、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。

(高等学校使用料〔授業料〕, 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金, 地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金, 高等学校等奨学金貸付金)

#### (エ) 地方機関における債権の管理体制について

地方機関で債権管理を行っている債権については、本庁債権所管課として、地方機関の縮減目標に向けた取組に対する進行管理を定期的に行うとともに、債権の状況を踏まえた的確な指導、助言を行うなど、必要に応じて地方機関と一体となった組織的な債権回収に取り組む必要がある。

(高等学校使用料〔授業料〕, 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金)

### イ 委託契約における設計積算の適正化について

次の委託契約において、設計金額を積算するための参考見積書などを徴取せず、平成19年度に徴取した参考見積書を基に積算をしていた。設計金額の積算に当たって実勢価格を参考とする際は、参考見積書を複数の者から徴取するなど、設計積算の適正化に努める必要がある。(施設課)

### (3) 付 記

#### ア 債権管理マニュアルの充実について〔参考資料：資料番号 1 参照〕

債権管理マニュアルは整備されているものの、滞納整理や法的措置への移行などに向けての具体的な処理基準が明確となっていない債権があった。適正な債権管理を行うために、法的措置を行う目安となる滞納総額・滞納期間、法的措置手続の標準処理日数といった具体的な事務処理基準をマニュアル中に明示していただきたい。

(高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金、地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金、高等学校等奨学金貸付金)

#### イ 非常勤講師の確保について

県立高等学校においては、少人数指導などによる多展開の授業や多様な科目開設などによる必要な時間数を確保するため、平成 22 年 5 月 1 日現在延 1,125 人の非常勤講師が配置されている。その確保については、年度末の限られた期間内に公募から採用まで県内全域で一斉に行うため、各学校において、毎年、必要数の確保に非常に苦慮している状況にある。

教育委員会では、希望者名簿を作成して各学校に提供を行っているが、学校独自の取組では限界もある。非常勤講師の必要数の確保を始め、幅広い人材の登用や優れた人材を確保するために、教育委員会と各学校が連携し、より早い時期からの取組を推進していただきたい。

#### ウ 教職員の不祥事の防止について

教職員の不祥事については、平成 20 年度の懲戒処分発生件数が事務局を含めると 47 件、在職者数に対する懲戒処分者の割合（発生率）は、全国発生率の約 2 倍となっている。

また、平成 21 年度の懲戒処分発生件数は 70 件と前年度を大きく上回っている。教育委員会においては、「不祥事根絶対策専門家会議」を平成 21 年 6 月に設置して教職員による不祥事の根絶に向けて検討を行い、当該専門家会議からの提言を踏まえ、現在、各学校に「不祥事防止委員会」が設置されている。

今後、各学校において「不祥事防止委員会」での活動（研修など）を一層充実させることはもちろんのこと、教育委員会としても、その活動内容を十分把握し、必要に応じて指導等を行い、この活動が不祥事の防止に繋がるよう、最大限の努力をしていただきたい。

#### エ 委託契約における事務処理について

県立学校における委託契約の事務処理において、執行伺いなど定められた事務手続を行わないまま、委託料を支払っていた事案が見受けられた。

指導監督を行う立場から、同様の事案が発生することのないよう、各学校の事務職員等に対する研修の実施や、必要に応じて関係部局に研修協力の依頼を行うなど、改善に向けた取組を速やかに実施していただきたい。

#### オ 毒物及び劇物の管理について

県立学校における監査において、毎年度、管理簿の数量と現物の在庫数の不一致及び管理

簿の未整備（不備）など，毒物及び劇物が適正に管理されていない事案が見受けられる。

事故等の未然防止のためにも，早急に毒物及び劇物の管理状況の把握（現地調査等）に努めるとともに，県立学校における学校薬剤師を活用（指導や助言等）するなど，全县立学校に対して徹底した指導を行い，毒物及び劇物の管理に万全を期していただきたい。

## 21 埋蔵文化財センター

### (1) 機関の概要

- ア 主な業務 埋蔵文化財の調査研究及び出土遺物の整理収蔵に関する事務
- イ 所在地 広島市西区観音新町四丁目8番49号
- ウ 職員数 専任職員なし（兼務職員6人）（平成22年4月1日現在）
- エ 主な事業実績（平成21年度）
- ・ 埋蔵文化財の分布調査
  - ・ 出土遺物の保存処理 201点，出土遺物等の貸出 4,216点
  - ・ 市町職員の発掘調査技術研修3課程
  - ・ 出土遺物，写真資料，図書資料の収集・保存
  - ・ 農業基盤整備事業地内遺跡発掘調査
  - ・ 県立埋蔵文化財センター施設管理

### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## 22 警察本部

### (1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- イ 組織体制 7部32課1室1所6隊 1,536人（平成22年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

部 名	課 名 等
総 務 部	総務課，広報課，会計課，施設課，装備課，情報管理課
警 務 部	警務課，人材育成課，警察安全相談課，厚生課，監察官室，留置管理課
生活安全部	生活安全企画課，少年対策課，生活環境課
地 域 部	地域課，通信指令課，自動車警ら隊，鉄道警察隊
刑 事 部	刑事総務課，捜査第一課，捜査第二課，捜査第三課，組織犯罪対策課，捜査第四課，薬物銃器対策課，鑑識課，機動捜査隊，科学捜査研究所
交 通 部	交通企画課，交通規制課，交通指導課，運転免許課，運転教育課，交通機動隊，高速道路交通警察隊
警 備 部	公安課，警備課，外事課，機動隊

- ウ 主な施策（平成21年度）
- 青少年の健全育成と若者の自立支援
  - 圏域内の交流を支える交通基盤の強化
  - 暮らしの安心の確保

防災・危機管理体制の確保  
 安全・安心なまちづくり  
 組織犯罪・悪質重要犯罪対策の強化  
 安全を支える基盤の強化

エ 本庁重点監査項目  
 債権管理の状況について

## (2) 監査の結果

### 【指摘事項】

#### ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） 〔平成 21 年度決算額〕		参考 前回監査時 〔平成 20 年度決算額〕	
1	放置違反金（交通指導課）	2,366 人	35,484,586 円	2,069 人	31,120,953 円
2	損害賠償金（監察官室）	2 人	70,000 円	2 人	124,723 円

#### イ 債権の履行期限の延長に係る手続について

損害賠償金（債権残額（平成 22 年 6 月末現在）2 人 468,000 円）の履行期限の延長に係る手続において、次のとおり誤つた事務処理があつた。適正な事務処理に努められたい。  
 （監察官室）

内 容	根拠規程
履行期限を延長する特約にもかかわらず、特約どおりの履行を請求していなかつた。	広島県債権管理事務取扱規則第 7 条
定められた様式による履行延期申請書を債務者に提出させていなかつた。	広島県債権管理事務取扱規則第 18 条第 3 項
債務者に対し債権の履行延期の特約に係る承認通知書を交付していなかつた。	広島県債権管理事務取扱規則第 18 条第 5 項

#### ウ 委託契約の事務処理について

委託契約において、次のとおり誤つた事務処理があつた。適正な事務処理に努められたい。

委託業務名	内 容
広島県警察学校ほか給水設備保守点検業務委託（平成 21～22 年度）（施設課）	一般競争入札において入札参加資格確認申請に対する入札参加資格の確認結果の通知が、決裁を受けることなく行われていた。

### 【意 見】

#### ア 債権管理に対する取組の強化について〔参考資料：資料番号 1 参照〕

##### (ア) 滞納繰越額の縮減について

平成 21 年度決算において、前年度決算より滞納繰越額が増加した税外債権等があつた。滞納状況に応じた債権回収に取り組み、滞納総額の縮減を図る必要がある。

（放置違反金〔駐車違反〕）

### (イ) 新規未納発生時の対策強化について

新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用し、催告や督促の手続について、組織として適切な進行管理を行い、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。

(放置違反金〔駐車違反〕)

### イ 委託契約における設計金額の積算方法について

設計金額の積算において、1者のみから参考見積書を徴取して算出しているものがあった。設計金額を積算する際に参考見積書を利用するときは、複数の者から徴取し、設計金額の適正化に努める必要がある。(装備課)

・広島県警察本部別館出島庁舎車庫機械警備業務契約(平成20～24年度)

## (3) 付 記

### 不適正な会計経理処理の再発防止について

昨年12月8日、監査委員事務局宛に広島中央警察署における契約の適正さを問う匿名の投書がなされたことなどを踏まえ、警察本部において、全所属における平成16年度から平成20年度までの需用費(物品購入及び車両修理・検査)等の会計経理処理について随時監査(以下「自主調査」という。)が実施され、本年7月12日に、合計6,233,873円の不適正な会計経理処理が行われていたことが公表されたところである。

監査委員として、警察本部の自主調査について検証したところ、当該調査は、抽出調査ではあるが、調査した取引の総額は支払総額の57%に達しており、客観性・公平性に配慮して実施されていた。さらに、不適正な会計経理処理の手法や主だった要因を明らかにすることにも資するものであったと考える。

また、一部の警察署に対して、再発防止策の実施状況や平成21年度以後監査日現在までの需用費に係る会計経理処理の状況を抜き打ち的に監査したところ、いずれも適切に行われており、併せて実施した納入業者に対する調査においても問題となる点は見受けられなかった。

引き続き、再発防止策の徹底を図るとともに、各所属に対する適正な会計経理処理の指導を強化するなど、より実効性のある内部統制機能の確保に向けて取り組んでいただきたい。

## 23 警察学校

### (1) 機関の概要

ア 主な業務	新任者に対する教育訓練その他所要の教育訓練に関する事務
イ 所在地	安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目2番27号
ウ 組織体制	6課(庶務課, 会計課, 教務課, 体練課, 学生課, 現任課)
エ 職員数	183人(平成22年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)



オ 主な事業実績（平成 21 年度）

・ 教養実施状況

区 分			教養期間			入校状況	
			学校 教養	職場 実習	実践 実習	回数	人員
採用 時教 養	初任科	大学卒	6 か月	4 か月	—	2	149
		その他	10 か月	4 か月	—	2	57
	初任補修 科	大学卒	2 か月	—	3 か月	2	87
		その他	3 か月	—	4 か月	2	50
	一般職員初任科		2 週間	—	—	2	33
小 計			—			10	376
任用 時教 養	巡査部長任用科		12 日間			1	16
	警部補任用科		12 日間			2	37
	部門別任用科		12～28 日間			4	116
各種専科			3～18 日間			41	785
小 計			—			48	954
合 計			—			58	1,330

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

24 監査委員事務局

(1) 機関の概要

ア 監査委員 4 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 定例監査等の監査の執行に関する事務  
決算審査等, 例月出納検査, 住民監査請求及び外部監査に関する事務

(イ) 組織体制 19 人（平成 22 年 4 月 1 日現在の常勤職員数で併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

25 人事委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 3 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 監査委員事務局, 人事委員会事務局及び労働委員会事務局の総務事務  
人事行政に関する調査に関する事務  
給与, 勤務時間その他の勤務条件など職員に関する制度の研究及び勧告  
職員の競争試験及び選考に関する事務  
職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分  
の審査に関する事務

(イ) 組織体制 2 課 22 人 (平成 22 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)  
課名：合同総務課, 公務員課

**(2) 監査の結果**

特に指摘すべき事項はなかった。

**26 労働委員会事務局**

**(1) 機関の概要**

ア 委員 15 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 労働争議のあっせん, 調停及び仲裁に関する事務  
労働組合の資格審査に関する事務  
不当労働行為の審査に関する事務

(イ) 組織体制 13 人 (平成 22 年 4 月 1 日現在の常勤職員数で併任職員を除く。)

**(2) 監査の結果**

特に指摘すべき事項はなかった。

参考資料

監査の結果等参考資料

資料番号

1

<p>本庁重点 監査項目</p>	<p>債権管理の状況について</p>
<p>監査の趣旨</p>	<p>所管している主な税外債権について、債権管理会議で示された処理方針に基づき、具体的な債権管理方法等を定めて取り組んでいるか、債権管理を地方機関が行っている場合、定期的に債権管理の状況を把握し、地方機関と一体となった組織的な債権回収に取り組んでいるか、不納欠損処分は、県民に対して説明責任を果たすことのできる取組を行った上で適切に処理されているか、法的措置は、必要に応じ適切に行われているかなどについて重点的に監査した。</p>
<p>監査対象機関</p>	<p>環境県民局、健康福祉局、商工労働局、農林水産局、土木局、都市局、企業局、病院事業局、教育委員会事務局、警察本部</p>
<p>監査の結果等</p>	<p>※ [ ] 内は、対象部局</p>
<p><b>1 監査の概要</b></p> <p>税外債権の適正管理の確保、債権回収対策の促進、債権管理の高度化・効率化に向けた取組を総合的に推進するため、平成19年度に設置された「広島県債権管理会議」では、平成19年度から平成21年度までの3年間で「集中対策期間」と位置付けて、債権ごとに縮減目標を掲げて、全庁を挙げて債権回収に向けて取り組むこととされたところである。</p> <p>各部局においては、この間に、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 債権管理ノウハウの共有化(各債権ごとの債権管理の方針などを定めた債権管理マニュアルの整備)</li> <li>② 債権管理の高度化(支払督促の申立てや滞納処分といった法的措置の推進)</li> <li>③ 債権管理の効率化(サービサーの活用や債権の区分管理の実施)</li> <li>④ 組織的な債権管理(局ごとに縮減目標を設定し、目標に向けた組織的な進行管理の実施)などの取組が進められてきた。</li> </ol> <p>監査委員としても、この3年間、税外債権に係る債権管理の状況について、重点監査項目として取り上げ、監査を行ってきたところである。</p> <p>平成21年度決算では、税外債権等(※)の総額は3,292,934千円となっており、平成20年度決算の3,307,074千円と比較して、14,140千円減少している。</p> <p>このうち、重点監査対象に掲げた34の債権総額は3,152,884千円であり、その7割以上が5年以上の長期にわたる未納となっている。また、34債権のうち、滞納総額では17債権、新規発生分では14債権で縮減計画が未達成となっている。</p> <p>現在の厳しい経済情勢のもと、債権回収が容易に進んでいない状況にあり、平成22年度においても引き続き縮減目標を設定して滞納縮減対策に取り組むこととしているが、県民に対して説明責任を果たせるよう、これまでの3年間の「集中対策期間」に行った取組の成果及び課題を検証するとともに、一層の徴収促進と滞納発生未然防止に取り組んでいくことが重要である。</p> <p>※ 税外債権等 ～ 一般会計・特別会計の税外債権に、病院事業会計の長期医業未収金及び土地造成事業会計の土地売却代金等未収金を加えた額</p> <p><b>2 監査の結果</b>  <b>【指摘事項】</b>          特に指摘すべき事項はなかった。</p>	

## 【意見】

### ア 滞納繰越額の縮減について

平成 21 年度決算において、前年度決算より滞納繰越額が増加した税外債権等があった。滞納状況に応じた債権回収に取り組み、滞納総額の縮減を図る必要がある。

〔健康福祉局，農林水産局，企業局，病院事業局，教育委員会事務局，警察本部〕

### イ 法的措置の実行について

法的措置については、「広島県債権管理会議」における取組を通じて、支払督促の申立てや、滞納処分可能な債権にあっては滞納処分を行うなどの取組が進められており、適正な債権管理に向けた取組が強化されつつある。

一方、そうした取組にもかかわらず、「集中対策期間」の 19 年度から 21 年度までの 3 年間で法的措置を実施していない債権があった。

引き続き、こうした事例を活かして法的措置を適正に行うとともに、法的措置を行っていない債権にあっても、必要に応じて法的措置を的確に行うなど、積極的に債権回収を図る必要がある。

〔健康福祉局，農林水産局，教育委員会事務局〕

### ウ 不納欠損処分について

時効の到来などにより不納欠損処分を行っているが、時効到来に至るまでに時効の中断措置を講じていない、滞納者への請求や調査が不十分であるなどの債権が見受けられた。

遅滞なく督促状を送付するなど適切に時効の中断措置を講じる、滞納者の資力の状況を十分調査するなど債権管理の徹底を図ることにより、適切な不納欠損処分を行う必要がある。

〔土木局〕

時効の到来などにより不納欠損処分を行っているが、時効到来に至るまでに時効の中断措置を講じていない、滞納者への請求や調査が不十分であるなどの債権が見受けられた。

遅滞なく督促状を送付するなど適切に時効の中断措置を講じる、滞納者の資力の状況を十分調査するなど債権管理の徹底を図ることにより、適切な不納欠損処分を行う必要がある。

- ・児童扶養手当返還金
- ・児童福祉施設措置費負担金
- ・生活保護事業戻入金・返還金
- ・心身障害者扶養共済事業

私法上の債権において、時効の援用がなされ、債権の消滅時効が成立しているにもかかわらず、不納欠損処分を行っていない事例が見受けられた。速やかに不納欠損処分を行う必要がある。

- ・高齢者住宅整備資金

〔健康福祉局〕

### エ 新規未納発生時の対策強化について

新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当などからこれまでに得た助言・指導も活用し、催告や督促の手続について、組織として適切な進行管理を行い、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。

〔健康福祉局，商工労働局，農林水産局，土木局，都市局，企業局，病院事業局，教育委員会事務局，警察本部〕

#### オ 地方機関における債権の管理体制について

地方機関で債権管理を行っている債権については、本庁債権所管課として、地方機関の縮減目標に向けた取組に対する進行管理を定期的に行うとともに、債権の状況を踏まえた的確な指導、助言を行うなど、必要に応じて地方機関と一体となった組織的な債権回収に取り組む必要がある。

〔環境県民局，健康福祉局，農林水産局，土木局，病院事業局，教育委員会事務局〕

#### カ 債権回収に向けての手續について

次の債権について、時効中断後において、長期間、債務者への文書又は電話などによる催告など、債権回収に向けて必要な手續が行われていないものがあつた。債権回収マニュアルに定められた手續を行う必要がある。

・ 高齢者住宅整備資金

〔健康福祉局〕

#### 【付 記】

##### 債権管理マニュアルの充実について

債権管理マニュアルは整備されているものの、滞納整理や法的措置への移行などに向けての具体的な処理基準が明確となっていない債権があつた。適正な債権管理を行うために、法的措置を行う目安となる滞納総額・滞納期間、法的措置手續の標準処理日数といった具体的な事務処理基準をマニュアル中に明示していただきたい。

〔健康福祉局，商工労働局，農林水産局，土木局，病院事業局，教育委員会事務局〕

## 債権管理会議における取組の状況（背景・現状）

### 1 概要

各部局で所管する貸付金，使用料，負担金など県税以外のいわゆる税外債権について，平成 18 年度末時点において，普通会計約 30 億円，企業会計約 4 億円，合計約 34 億円の繰越滞納金（未収金）が発生していた。このため，平成 19 年度に，「総務部税務課債権回収指導担当」を設けるとともに，「広島県債権管理会議」を設置し，県における債権管理の課題，今後の取組方針等を明らかにし，全庁的な観点から，滞納債権の縮減や債権管理体制の強化など債権管理の高度化・効率化に総合的に取り組むこととした。

### 2 債権管理会議における取組の基本方針（平成 19 年 10 月制定）

#### （1）基本方針

歳入の確保，債務者間の負担の公平性を確保していく観点から，滞納債権の縮減に向けた対策・体制の強化を図り，全庁挙げて債権管理の高度化・効率化に総合的に取り組む。

#### （2）期間

平成 19～21 年度の 3 年間で「集中対策期間」とし，集中的な取組を実施する。

#### （3）目標

各債権において，①毎年度の新規滞納発生額が，前年度の発生額を下回り，かつ，②過年度を含めた延滞総額が前年度を下回ることを基本とする。（76 債権について，平成 19～21 年度に各年度の縮減目標を設定している。）

### 3 平成 19 年度の実績状況

平成 19 年度は，取組の「加速」を図る年度として，基本方針に沿って，対策・体制の具体化を進め，債権毎の実績を促進する。

また，以下の各項目毎に掲げた債権については，特に取組の強化を進める。

#### （1）新規の滞納発生防止

母子・寡婦福祉資金貸付金，生活保護事業返還金，漁港係留施設使用料，県営住宅使用料，県立病院診療費（医業未収金），高等学校等奨学金，放置違反金

#### （2）滞納の繰越防止・長期滞納対策

県立大学授業料，母子・寡婦福祉資金貸付金，生活保護事業返還金，漁港係留施設使用料，県営住宅使用料，県立病院診療費（医業未収金），土地売却代金

#### （3）公債権（地方税の滞納処分の例により処理できる債権）の回収強化

道路・河川使用料，公有水面・海岸使用料，港湾使用料

#### （4）推進体制の確保

母子・寡婦福祉資金貸付金，生活保護事業返還金，漁港係留施設使用料，県営住宅使用料，道路・河川使用料，公有水面・海岸使用料，港湾使用料，県立病院診療費（医業未収金），高等学校等奨学金

- (5) 職員の回収技術の向上
- (6) 個別事案処理の促進
- (7) 情報共有の促進
- (8) 回収事務のあり方検討
- (9) 県民への債権管理情報の公表

#### 4 平成 20 年度の取組状況

平成 19 年度の各局の取組は、従来型の納付指導が中心の取組となっていたことから、滞納額の更なる縮減に向け、債権ごとの回収実態を踏まえた上で、法的措置等の強制的な回収などを推進することとし、次の取組を行う。

##### (1) 目標管理の徹底

各局での目標管理と併せて、新たに債権管理会議を通じ進捗状況の把握や目標達成状況の検証を行う。

##### (2) 法的措置等の強制的な回収の推進

各機関ごとに法的措置が必要な案件を抽出し、強化月間（11 月、12 月）に法的措置を行うとともに、滞納処分可能な債権については、十分な財産調査に基づき、積極的に滞納処分を実施する。

##### (3) 新規滞納発生の防止・長期滞納対策の推進

各機関ごとに滞納債権の実態を調査・分析し、その結果を新たな滞納が発生しにくい制度の運用や手続、滞納を長期化させない回収・整理方策への改善に役立てる。

#### 5 平成 21 年度の取組状況

これまでの取組の成果が具体的な縮減額として現れず、縮減目標の達成は困難な状況となっている。このため、平成 21 年度は、これまで以上に徹底した組織的管理（目標管理・事案管理）のもとに、滞納債権縮減の取組を強化することとする。

##### (1) 債権回収の強化

縮減目標達成のため、特に債権回収の取組を強化する必要があると認められる債権（「特定管理債権」）については、それぞれの債権の滞納原因に応じた対策を講じるとともに、各債権所管課における組織的、定期的な対応を徹底する。

##### (2) 債権管理体制の強化

滞納債権の縮減に向けた取組とその成果の検証を各局において自律的に推進するため、滞納総額 5,000 万円以上の局（病院事業局を除く）に「局債権管理会議」を設置する。

##### (3) その他

- ① 滞納債権の区分管理
- ② 債権回収推進状況の調査
- ③ 債権回収相談窓口の設置
- ④ 研修の実施

6 重点監査の対象とした債権の状況（平成21年度末現在）

(1) 滞納繰越額の推移

重点監査の対象債権 34 債権(一般会計及び特別会計における税外債権のうち繰越滞納額がおおむね 3,000 千円を超える債権に、病院事業会計の長期医業未収金及び土地造成事業会計の土地売却代金等未収金を加えた額)のうち、8 の債権で前年度より滞納繰越額が増加している。

繰越滞納額の推移(本庁重点監査調書より作成)

(単位:人・円)

局名等	債権の名称	平成18年度		平成19年度		平成20年度(A)		平成21年度(B)	
		人数	滞納繰越額	人数	滞納繰越額	人数	滞納繰越額	人数	滞納繰越額
環境県民局	行政代執行弁償金	3	1,668,905	3	1,668,905	2	1,658,581	2	1,588,581
健康福祉局	児童扶養手当返還金	229	56,125,498	200	52,205,448	165	44,898,138	135	37,993,328
	児童福祉総務費負担金	42	18,431,019	34	16,425,075	28	14,741,285	27	12,094,235
	児童福祉施設措置費負担金	204	61,162,896	193	59,875,791	171	57,116,430	156	55,758,100
	母子・寡婦福祉資金貸付金	753	189,581,525	757	196,533,079	788	198,779,023	759	203,701,407
	高齢者住宅整備資金	30	22,292,402	28	21,076,884	25	20,298,695	25	19,991,695
	生活保護事業戻入金・返還金	339	93,048,861	342	94,306,157	269	91,917,657	278	87,178,385
	障害者住宅整備資金	37	42,716,803	37	40,870,423	34	39,037,620	34	38,621,755
	心身障害者扶養共済事業等	252	28,791,710	248	28,278,840	220	24,926,880	210	23,126,010
商工労働局	高度化資金貸付金	14	1,686,276,286	13	1,483,282,708	13	1,475,949,022	12	1,437,679,461
	設備近代化資金貸付金	29	92,247,814	29	90,839,814	24	79,914,669	19	67,832,422
農林水産局	農業改良資金貸付金	18	89,614,734	18	89,075,664	17	87,650,881	15	77,399,557
	漁港使用料(漁港施設使用料)	5	1,180,108	3	1,059,368	2	835,080	3	261,120
	漁港使用料(五田市漁港フィッシャリーナ施設係留料)	0	0	0	0	55	9,638,859	51	7,217,067
	施設使用料(五田市漁港県営棧橋係留料)	34	6,303,910	46	7,260,750	34	5,726,290	18	3,636,170
	沿岸漁業改善資金貸付金	4	6,433,475	4	7,635,487	5	8,687,486	6	9,463,199
	林業・木材産業改善資金貸付金	11	11,715,632	11	11,967,095	9	10,542,232	8	9,015,754
	行政代執行弁償金(森林法違反事件)	2	57,301,035	2	57,294,774	2	57,294,514	2	57,294,514
	行政代執行弁償金(五田市漁港不法係留船舶撤去)	0	0	0	0	1	603,750	1	603,750
土木局	道路使用料	84	5,262,263	89	5,561,894	28	2,459,417	24	2,023,869
	河川使用料	266	9,914,365	241	5,466,015	105	2,352,529	63	2,162,722
	港湾使用料	43	12,061,557	118	31,556,598	121	38,469,249	94	32,159,966
	公有水面使用料	32	4,693,400	28	5,147,968	18	1,439,730	15	592,930
	不当利得返還金(海砂利採取)	9	53,673,416	8	58,142,476	8	56,222,476	7	55,459,060
	行政代執行弁償金(道路・河川)	4	5,666,100	4	5,666,100	3	5,781,540	3	5,781,540
	行政代執行弁償金(港湾)	1	7,334,706	1	7,334,706	1	7,334,706	1	7,334,706
都市局	住宅使用料	2,467	237,731,471	2,277	244,852,776	2,396	232,962,275	2,232	227,739,749
企業局	土地売却代金等	3	365,292,831	3	376,557,487	3	375,453,887	4	383,748,887
病院事業局	医業未収金(個人負担分)	2,570	102,987,185	2,982	124,331,739	3,312	127,981,212	3,681	135,871,361
教育委員会	高等学校使用料(授業料)	295	9,230,300	229	6,783,567	262	7,259,085	339	8,733,456
	高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	83	8,264,525	74	7,873,025	66	7,270,025	64	6,785,025
	地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金	262	39,660,751	285	49,263,405	323	60,491,023	336	66,505,998
	高等学校等奨励金貸付金	54	3,187,200	100	7,988,500	254	17,387,500	408	32,043,220
県警本部	放置違反金(駐車違反)	840	12,694,932	1,681	25,299,553	2,069	31,120,953	2,366	35,484,586
	合 計	9,019	3,342,547,615	10,088	3,221,482,071	10,833	3,204,202,699	11,398	3,152,883,585

※ 収入未済額は、平成21年度末時点。人数は、債権ごとに計上しているため合計が一致しない場合がある。

※ 網掛けの債権は、平成20年度に比べて滞納繰越額が増加した債権。

(2) 滞納期間ごとの滞納繰越額の状況

5 年超の滞納繰越額が 7 割以上を占めている。

(単位:千円)

年度	滞 納 繰 越 額				合計
	1年未満	1年超3年未満	3年超5年未満	5年超	
18年度	266,499	368,258	243,199	2,464,592	3,342,548
	8.0%	11.0%	7.3%	73.7%	
19年度	213,405	378,998	337,401	2,291,678	3,221,482
	6.6%	11.8%	10.5%	71.1%	
20年度	205,295	352,368	311,960	2,334,580	3,204,203
	6.4%	11.0%	9.7%	72.9%	
21年度	201,094	292,534	328,885	2,330,370	3,152,884
	6.4%	9.3%	10.4%	73.9%	



(3) 滞納債権縮減計画（債権管理会議）の達成状況

ア 債権総額

重点監査対象とした 34 債権のうち、17 の債権において目標が未達成であった。

債権管理会議での縮減計画(目標)の達成状況(債権総額)

(単位:千円)

局名等	債権の名称	平成18年度末	平成21年度末	平成21年度末		縮減目標額
		滞納繰越額	滞納繰越額	実縮減額	縮減計画(目標)	一実縮減額
環境県民局	行政代執行弁償金	1,669	1,589	▲ 80	▲ 40	40
健康福祉局	児童扶養手当返還金	56,125	37,993	▲ 18,132	▲ 14,035	4,097
	児童福祉総務費負担金	18,431	12,094	▲ 6,337	▲ 9,787	1,955
	児童福祉施設措置費負担金	61,163	55,758	▲ 5,405		
	母子・寡婦福祉資金貸付金	189,582	203,701	14,120	▲ 10,000	▲ 24,120
	高齢者住宅整備資金	22,292	19,992	▲ 2,301	▲ 1,044	1,257
	生活保護事業戻入金・返還金	93,049	87,178	▲ 5,870	▲ 689	5,181
	障害者住宅整備資金	42,717	38,622	▲ 4,095	▲ 4,725	▲ 630
	心身障害者扶養共済事業	28,792	23,126	▲ 5,666	▲ 620	5,046
商工労働局	高度化資金貸付金	1,686,276	1,437,679	▲ 248,597	▲ 561,402	▲ 312,805
	設備近代化資金貸付金	92,248	67,832	▲ 24,415	▲ 31,277	▲ 6,862
農林水産局	農業改良資金貸付金	89,615	77,400	▲ 12,215	▲ 33,580	▲ 21,365
	漁港使用料(漁港施設使用料)	1,180	261	▲ 919	▲ 884	35
	漁港使用料(五日市漁港フィッシャリーナ施設係留料)	0	7,217	7,217	-	-
	施設使用料(五日市漁港県営棧橋係留料)	6,304	3,636	▲ 2,668	▲ 1,304	1,364
	沿岸漁業改善資金貸付金	6,433	9,463	3,030	▲ 742	▲ 3,772
	林業・木材産業改善資金貸付金	11,716	9,016	▲ 2,700	▲ 3,237	▲ 537
	行政代執行弁償金(森林法違反事件)	57,301	57,295	▲ 7	▲ 19	▲ 12
	行政代執行弁償金(五日市漁港不法係留船舶撤去)	0	604	604	-	-
土木局	道路使用料	5,262	2,024	▲ 3,238	▲ 1,465	1,773
	河川使用料	9,914	2,163	▲ 7,752	▲ 6,813	939
	港湾使用料	12,062	32,160	20,098	▲ 8,465	▲ 28,563
	公有水面使用料	4,693	593	▲ 4,100	▲ 3,763	337
	不当利得返還金(海砂利採取)	53,673	55,459	1,786	▲ 4,263	▲ 6,049
	行政代執行弁償金(道路・河川)	5,666	5,782	115	▲ 126	▲ 241
	行政代執行弁償金(港湾)	7,335	7,335	0	0	0
都市局	住宅使用料	237,731	227,740	▲ 9,992	0	9,992
企業局	土地売却代金等	365,293	383,749	18,456	▲ 31,282	▲ 49,738
病院事業局	医業未収金(個人負担分)	102,987	135,871	32,884	26,808	▲ 6,076
教育委員会	高等学校使用料(授業料)	9,230	8,733	▲ 497	▲ 4,212	▲ 3,715
	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	8,265	6,785	▲ 1,480	▲ 2,122	▲ 643
	地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金	39,661	66,506	26,845	13,555	▲ 13,290
	高等学校等奨学金貸付金	3,187	32,043	28,856	28,302	▲ 554
県警本部	放置違反金(駐車違反)	12,695	35,485	22,790	52,899	30,109
合 計		3,342,548	3,152,884	▲ 189,664	▲ 614,332	▲ 416,847

※ 千円未満を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

※ 縮減計画(目標)額に「-」が入っている債権は、計画策定時に発生していなかった債権。

イ 新規滞納発生分

重点監査対象とした 34 債権のうち、14 の債権において目標が未達成であった。

債権管理会議での縮減計画(目標)の達成状況(新規滞納発生額)

(単位:千円)

局名等	債権の名称	平成18年度末	平成21年度末	平成21年度末		縮減目標額
		新規滞納発生額	新規滞納発生額	実縮減額	縮減計画(目標)	一実縮減額
環境県民局	行政代執行弁償金	0	0	0	0	0
健康福祉局	児童扶養手当返還金	1,537	440	▲ 1,097	▲ 709	388
	児童福祉総務費負担金	1,835	384	▲ 1,460	▲ 5,798	▲ 1,709
	児童福祉施設措置費負担金	10,022	7,393	▲ 2,629		
	母子・寡婦福祉資金貸付金	30,410	26,068	▲ 4,342	▲ 7,229	▲ 2,887
	高齢者住宅整備資金	5,619	0	▲ 5,619	▲ 5,307	312
	生活保護事業戻入金・返還金	9,337	9,803	466	▲ 277	▲ 743
	障害者住宅整備資金	0	0	0	0	0
	心身障害者扶養共済事業	403	0	▲ 403	▲ 403	0
商工労働局	高度化資金貸付金	94,298	24,317	▲ 69,981	▲ 69,981	0
	設備近代化資金貸付金	0	788	788	0	▲ 788
農林水産局	農業改良資金貸付金	9,197	4,732	▲ 4,465	6,379	10,844
	漁港使用料(漁港施設使用料)	160	145	▲ 15	▲ 150	▲ 135
	漁港使用料(五日市漁港フィッシャリーナ施設係留料)	-	3,662	3,662	-	-
	施設使用料(五日市漁港県営棧橋係留料)	1,075	0	▲ 1,075	▲ 1,075	0
	沿岸漁業改善資金貸付金	614	1,566	952	89	▲ 863
	林業・木材産業改善資金貸付金	4,490	310	▲ 4,180	▲ 4,144	36
	行政代執行弁償金(森林法違反事件)	0	0	0	0	0
	行政代執行弁償金(五日市漁港不法係留船舶撤去)	-	0	0	-	-
土木局	道路使用料	447	218	▲ 229	▲ 155	74
	河川使用料	5,216	1,038	▲ 4,178	▲ 4,312	▲ 134
	港湾使用料	1,068	7,336	6,268	132	▲ 6,136
	公有水面使用料	310	127	▲ 183	▲ 130	53
	不当利得返還金(海砂利採取)	13,930	0	▲ 13,930	▲ 13,930	0
	行政代執行弁償金(道路・河川)	0	0	0	0	0
	行政代執行弁償金(港湾)	0	0	0	0	0
都市局	住宅使用料	53,283	59,432	6,149	▲ 6,000	▲ 12,149
企業局	土地売却代金等	2,753	10,255	7,502	▲ 2,753	▲ 10,255
病院事業局	医業未収金(個人負担分)	23,554	16,487	▲ 7,067	▲ 11,554	▲ 4,487
教育委員会	高等学校使用料(授業料)	3,329	5,335	2,006	▲ 1,924	▲ 3,930
	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	878	182	▲ 696	▲ 126	570
	地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金	11,867	14,393	2,526	▲ 317	▲ 2,843
	高等学校等奨学金貸付金	2,464	18,068	15,604	13,593	▲ 2,011
県警本部	放置違反金(駐車違反)	12,695	15,356	2,661	21,229	18,568
合 計		300,791	227,835	▲ 72,965	▲ 94,852	▲ 18,225

※ 千円未満を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

※ 縮減計画(目標)額に「-」が入っている債権は、計画策定時に発生していなかった債権。